

「日英同盟」協約交渉とランズダウン外相

藤井信行*

The Anglo-Japanese Alliance Negotiation and Lansdowne

Nobuyuki FUJII

要旨

「日英同盟」協約交渉が、イギリスと日本の両政府間で非公式に始まったのは1901年4月のことであった。当初、イギリス側に日本との協約にはほとんど関心がなかったことや日本側に内閣の交代などの政治的ブランクがあったことで、日英協約の交渉がイギリスと日本の両政府間で実際に公式の討議として開始されるのは、それから半年後の10月16日のことである。この日、日本の協約案が提出された。それから3週間後、これに対するイギリスの対案（イギリス草案）が11月6日に提出された。

小論は、このイギリス草案の提出から翌02年1月30日の協約調印までのランズダウン外相の対応を考察したものである。彼が最後まで同意できなかった朝鮮問題に関する議論や、その最終的な受け入れを考察した。そして彼の最終的な同意に対する元老伊藤の役割に注目した。ランズダウンには二股外交としか思えなかった伊藤の行動が、実はランズダウンが日本との交渉と並行して進めてきたロシアとの交渉と同根のものであった。結果的に伊藤がランズダウンにこのことを気づかせたことによって、ランズダウンは「日英同盟」協約の締結を最終的に決断したと言ってもよいだろう。

キーワード：日英同盟、ランズダウン、伊藤博文、イギリス外交政策、ヨーロッパ国際関係

1. はじめに

小論は、19世紀末から第一次世界大戦に至るイギリスの外交政策を研究テーマとする筆者の近年の一連の研究⁽¹⁾のひとつである。具体的には、「日英同盟」協約の成立（1902年1月30日）に至るイギリスの外交政策を19世紀末からの「継続性」の中で捉えようとしたもので

*助教授 19世紀ヨーロッパ国際関係史

ある。

筆者はすでにこの時期のイギリスの対東アジア政策に関しては、イギリスが最終的に日本との同盟協約を決定する（1901年11月5日）までの外交政策を考察している⁽²⁾。イギリスは、ロシアとスコット＝ムラヴィヨフ協定（1899年4月）を結び、ロシアの満州における権益とイギリスの揚子江流域の権益とを相互に承認した。またドイツとは揚子江協定（1900年10月）を結び、ドイツからも揚子江流域のイギリスの権益に対する承認を得ていた。そしてさらにロシアの脅威が増大すると、非公式ながらドイツとの同盟を模索し、またロシアとの直接交渉をも模索していた。

さて小論は、そのロシアとの直接交渉に失敗したランズダウン外相が、日本との同盟協約交渉を決意（11月5日）してから調印（1902年1月30日）するまでの交渉過程を考察するものである。ここで重要なことは、スコット＝ムラヴィヨフ協定で明らかなどおり、イギリスはこの時期にロシアとの何らかの相互理解^{アンダースタンディング}を求めていたということである。そして日英同盟協約もまた、イギリスにとってはロシアとの断続的な交渉の過程で誕生したということである。従って当然、この同盟協約の目的も、一連の対ロシア政策の目的に合致した、あるいはそれを補完する目的のものであったと考えられる。

ではまず、日英同盟の成立に至るイギリスの外交政策に関して研究史を整理してみたい。研究史上、本格的な研究が始まるのは1960年代に入ってからである⁽³⁾。「50年ルール」解禁の後、研究者にも外務省文書や内閣文書の利用の道が開かれ、それによって19世紀末から第一次世界大戦に至るイギリス外交政策の研究が飛躍的に進展した。Monger⁽⁴⁾やGrenville⁽⁵⁾に始まり、Nish⁽⁶⁾などがその代表的研究であろう。これら60年代の研究に共通することは、日英同盟を19世紀末の孤立政策との関連において考察することである⁽⁷⁾。たとえば、Mongerは日英同盟を「孤立からの離脱」であると言い、Howardはそれを「孤立の終わり」と表現する。これに対して、Nishは日英同盟が東アジアに限定された局地同盟であることから、「孤立の放棄ではない」と言う。Loweもまた同様に、この同盟にも拘わらずイギリスはヨーロッパでは依然として孤立状態にあり、従って日英同盟は「孤立の終わりではなくその確認」であるとみなす。このように60年代の研究は、研究史上、「孤立政策」の放棄か？継続か？という相反する見解に二分される。

ところが70年代以降の研究は、この点をほとんど問題にしない。それに代わって、イギリスの対ロシア関係の中で日英同盟を考察しようとする。Young⁽⁸⁾に始まり最近のNeilson⁽⁹⁾の研究に至る流れである。外務省文書や内閣文書に基づいた60年代の諸研究が明らかにしたことは、ソールズベリーが単なる頑固な孤立主義者ではなかったということである。彼は1890年

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

代を通して、ロシアやフランスとの協調の機会をつねに窺っていたのであった。そして70年代以降の諸研究は、こうした60年代の研究の積み重ねを基に、単にソールズベリに関する研究史上の評価を一新したのに留まらず、19世紀末イギリスの孤立政策そのものの実体性をも疑問視することへと進展した。これは必然的な流れと言えた。なぜなら、最も孤立政策を採っていたと言われていたソールズベリが、実は孤立主義者ではなかったとすれば、そもそも孤立政策自体がその存在を疑問視されることになるからである。

小論も、こうした研究史の流れの中にある。すなわち日英同盟を、イギリスが世界レベルでロシアとの理解を求めたその19世紀末から第一次世界大戦に至る外交政策の中に位置付けようとする。このことを論証するために、主にイギリス側文書を用い、さらにそれを日本側文書で検証し、イギリスの日英同盟協約の交渉過程を明らかにした。

ところで、日英同盟協約交渉の日本側の中心人物は、特命全権公使（在イギリス）林董ただすであったが、彼は自ら記した「日英同盟協約締結始末書」を後に政府に提出している。それによれば、ロンドン駐在ドイツ臨時代理公使エカードスタンが1901年3月か4月に林に日英独三国同盟を進言したことをきっかけに、彼は対イギリス交渉を非公式に始めたとある⁽¹⁰⁾。当初、イギリス側に日本との協約にほとんど関心がなかったことや日本側に内閣の交代などの政治的ブランクがあったことで、日英協約の交渉がイギリスと日本の両政府間で実際に公式の討議として開始されるのは、それから半年後の10月16日のことである。この日、ランスダウンと林の会談が行われ、林から日本の協約案が提出された。そしてそれから3週間後、これに対するイギリスの対案（イギリス草案）が11月6日に提出された。

ここまでイギリス外交政策に関する考察は、筆者はすでに試みている⁽¹¹⁾。次章でそれを概説する。さらに第3章と4章において、イギリス草案に対する日本の対案や、イギリスのその修正案を経て翌年1月30日の協約調印に至るまでのランスダウンの対応を考察する。この2つの章が小論の論証部分となる。そして最後にまとめとして、協約調印後のランスダウンの議会報告を基に、イギリスにとっての日英協約の重要性を考察する。これが同時に、この時代のイギリス外交政策を考察する小論のまとめとなる。

2. イギリスの対日本政策（～1901年11月6日）

まず1901年11月6日までのイギリスの対日本政策を概観してみたい。イギリスは、スコット＝ムラヴィヨフ協定（1899年4月）に続き、義和団事件の混乱が揚子江流域に拡大することへの予防的処置として翌1900年10月に揚子江協定をドイツと結んだ。これによりイギリス

藤井信行

は、ロシアとドイツ両国からその揚子江流域における権益の承認を得た。揚子江協定は他国にも参加を呼びかけることになっていたので、同23日に日本が加盟を打診してきた（同29日正式加盟）⁽¹²⁾。

義和団事件の後、満州全域を占領していたロシア軍は同年11月11日に、清国軍と旅順（暫定）協定を結んだ⁽¹³⁾。これに対しランスダウンは林公使から、反ロシアの立場で日本と一致するように要請された⁽¹⁴⁾。しかし彼の返答は、“no choice but to wait and see”と旅順協定の傍観を告げるものであった⁽¹⁵⁾。これがスコット＝ムラヴィヨフ協定以降のイギリスの基本的な東アジアにおける対ロシア政策だったからである。しかし翌1901年2月5日には日本政府からの日英共同で清国政府に対して「警告」を発するという提案は受諾した。これは、義和団の戦後処理に関し一国のみと協定をしないという原則の下に、清国政府に旅順協定の調印拒否を迫るものであった⁽¹⁶⁾。ただし、ロシアのさらなる侵入に対して清国に具体的援助を与えようという日本政府のもう一步踏み込んだ要請（同18日）に対しは、明確にこれを拒否した。なぜならイギリスは、ロシアに敵対してまで清国を保障することはないからであった⁽¹⁷⁾。

2月19日、ロシアが新たなロシア＝清協約案を公表した。ランスダウンはこの新協約を危惧し、彼自らが林に要請して会談を持ち意見交換を行った（3月1日）⁽¹⁸⁾。そしてロシアに対しては、公式質問を実施するという形で直接交渉を試みた（同4日）⁽¹⁹⁾。さらにドイツとの協議の可能性も探った⁽²⁰⁾。しかしこれはドイツから拒否された⁽²¹⁾。そこで、イギリスはドイツ同様に満州問題に関しては中立であることを、日本に告げた⁽²²⁾。3月17日になって、ロシアが新協定の修正案を清国政府に迫り、その返答期限を同26日とすると通告してきた⁽²³⁾。ランスダウンは林から、日英共同で清国政府に対してロシア提案を拒否するように勧告するよう要請された（同19日）⁽²⁴⁾。しかしこの時は、ロシアの側から新提案の撤回が表明された⁽²⁵⁾。

さて、ランスダウンが林と会談し、林から私見として日英間の永続的相互理解^{アンダースタンディング}を打診されたのは、こうした状況下であった（4月17日）。この林の提案は、その一週間前に林がエカード・スタインと会談した際、エカード・スタインから私見として日英独三国同盟を提議された（同9日）ことを請けてのものだったが⁽²⁶⁾、この提案に対しランスダウンは、日英間の協定に基本的には反対ではないと答え、そしてドイツを加えた三ヶ国間の協定を考えてみてはいかがか、と尋ね返した。しかし彼には、未だ日本との協定が急務だという認識は全くなかった⁽²⁷⁾。

それよりもイギリスにとって重要なのは、ロシアとの関係であった。しかしながらロシアとの交渉は、義和団事件に対する対清国賠償金問題がその障害となって完全に行き詰まってしまった⁽²⁸⁾。こうした状況の中で駐清国公使サトウと駐日本公使マクドナルドは、日本との協力関係の設立を進言した⁽²⁹⁾。ランスダウンは、依然として現時点での日本との協力は不可能

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

とみなしてはいたが⁽³⁰⁾、清国問題を協議するためにマクドナルドを本国に召還した（5月20日）⁽³¹⁾。

そして6月に入り、イギリスの対日本政策を大きく変える出来事が起った。北京で義和団の戦後処理を議論していた日本の全権公使小村が、賠償金問題に関して、イギリスに新たな提案を行ったのである。日本は、貿易関税を4パーセントから5パーセントにアップすることによって、その増収分を賠償金に当てるなどを提案していたが、これに代わりイギリスの基本政策を認める代償として、日本が損失金を受け取るという形で賠償金問題を解決しよう、と提案してきたのであった⁽³²⁾。ランスダウンは同20日の閣議で、この日本の新提案に関して討議することを要請した⁽³³⁾。この時、極東における賠償金問題の解決を重要とみなしたのである。ランスダウンは同26日、損失金による賠償金問題の解決で日本と合意した⁽³⁴⁾。義和団の戦後処理の進展は、日本との関係を大いに進展させたのであった。

7月2日、外務次官補バーティの手になるメモランダム“Suggestion for Agreement with Japan”が内閣に提出された⁽³⁵⁾。これを基にランスダウンは同10日に林と会談し、反ロシアではなく、日本その他関係諸国がロシアによる満州併合や独占を避けるという目的の協定を提案した⁽³⁶⁾。しかしながらランスダウンが後に断ったように、これは「一時的な考え方を述べたもので深い考慮の上での考え方ではなかった」⁽³⁷⁾のである。つまり彼は未だこの時点でも、イギリスが日本との公式・非公式を問わず何らかの交渉を必要としているとは想っていなかった。本国に召還されていたマクドナルドが同15日に林と会談した際、日本との同盟の可能性を呉わせたが⁽³⁸⁾、それとて未だ急を要するものではなかった⁽³⁹⁾。

ランスダウンはこの時、林との会談と並行してロシアにも話し合いを打診していた（同10日）⁽⁴⁰⁾。ランスダウンはこの話し合いに期待していたが、ロシアからの返答は「拒否」の通告であった（同17日）⁽⁴¹⁾。しかしながら依然としてイギリスは、ロシアが清国に不当に侵略しない限り、ロシアに敵対する行動を探ることはないという基本政策を維持していた。そこで7月31日、ランスダウンは林と会談し、日本との協力の必要性に言及した⁽⁴²⁾。もし日本との基本政策の違いを日英両国間の相互理解^{アンダースタンディング}で解決できるのなら、日本との交渉の先ずはその可能性について議論を始めたいと考えたのであった⁽⁴³⁾。「反ロシアではない」協定の模索である。

8月14日、ランスダウンは林と会談し、この可能性への第一歩を踏み出した。彼は、イギリスにとって日本との協商の目的はあくまでも清国の門戸解放と領土保全であり、それ以上のものではないことを日本に告げる一方で⁽⁴⁴⁾、二日後の閣議（同16日）では、日英交渉は未だ決定的段階ではないが引き続き継続することを確認した⁽⁴⁵⁾。そして彼はこの後、およそ一ヶ月の休暇に入る。「反ロシアではない」協定の第一歩は踏み出されたが、まだまだランスダウ

ンにとっては、次のステップへ早急に進まねばならないほどの状況ではなかったのである。

この後、日英両国の交渉にはおよそ二ヶ月間のブランクがある。ただし、この間イギリス国内で、日本との交渉問題が全く忘れられていたわけではなかった。ランスダウンはサトウに日本との交渉の前進の可能性もあり得ると報告し（8月25日）⁽⁴⁶⁾、またマクドナルドにも交渉の進展の可能性を告げていた（翌9月4日）⁽⁴⁷⁾。さらに海軍大臣セルバンが9月4日付けで、メモランダム“Balance of Naval Power in the Far East”を内閣に提出した。これは、海軍力の面から日英両国の協約を希望するという提言であった⁽⁴⁸⁾。また同22日にはバーティも同様に、海軍の面から日本との同盟に賛成であると、ランスダウンに進言した⁽⁴⁹⁾。同盟が、海軍予算を増額することなく、極東における海軍力の優勢を維持する方法である、と言うのである。蔵相ビーチもまた、海軍予算の削減を内閣に強く迫っていた⁽⁵⁰⁾。ここに至り、日本との海軍協力問題がその後の日本との交渉において、新たな要素となって加わった。

10月16日、ランスダウンは林と会談した。林から協約の日本案が提出された⁽⁵¹⁾。この日本案に対して、イギリスでは閣議が開かれ討議された。そして最終的にイギリスの対案が決議され、日本側に提出されたのは三週間後の11月6日のことであった。しかしこの三週間、閣議で日本案が盛んに議論されていたかというと、そうではなかった。この三週間にランスダウンをはじめ内閣の外交政策上の中心課題は、対日本ではなく、対ロシアであった。イギリスにとってロシアとの交渉は、日本との交渉よりも優先された。

ランスダウンは、再度ロシアとの直接交渉を試みた（同22日）⁽⁵²⁾。そして同25日の閣議で彼は、直接交渉の可能性を探ることを報告した⁽⁵³⁾。三日後の閣議（同28日）では、ロシアとの直接交渉が承認され、ロシアの態度判明を待つことが決定された⁽⁵⁴⁾。閣議終了後、ランスダウンはすぐに、ロシアに対してペルシャ問題と清国との問題に関する話し合いを打診した⁽⁵⁵⁾。清国との問題に関しては、新たにロシアとともに共同解決の用意があることを表明した⁽⁵⁶⁾。しかしながらロシアからの回答は、ランスダウンのこうした努力を拒否するものであった。ロシアは、清国との交渉に関してはそれが調印されるまではイギリスに公表するつもりはないと返答した⁽⁵⁷⁾。ペルシャ問題に関しても、イギリスの共同借款案を拒否すると告げてきた⁽⁵⁸⁾。

もはやイギリスに、選択肢は残されていなかった。ランスダウンは11月5日の閣議で、ロシアとの交渉を停止することを報告し、新たに彼の手による日英協約草案を提出した。大多数の閣僚がこれに賛成し、協約草案が承認された⁽⁵⁹⁾。いよいよ、日本案に対するイギリスの対案が明らかとなり、ここに日英協約交渉が最終段階に入ることとなった。

3. イギリス草案の提出

11月6日、ランスダウンは林と会談し、イギリスの日英協約草案を出した⁽⁶⁰⁾。その骨子は次のとおりであった。前文—東アジアの現状・平和の維持、韓国の不併合、清国の独立・領土保全および機会均等、第一条—互いに第三国との交戦時には厳正中立、第二条—他国が第三国に加担し参戦の場合には援助・応戦、単独講和の禁止、第三条—第三国との単独協約の禁止、第四条—脅威に対して相互に協議、別項—平時の海軍協力。これに対し林は、韓国に関する条項を設けるべきこと、イギリスの閣僚の何人かが要求している協約の範囲拡張は認めて良い、期間を五年とするなどの個人的意見を述べた⁽⁶¹⁾。

ところで日英両国は、このイギリス草案の提出から翌年1月30日の協約調印まで、およそ三ヶ月を必要とした。11月6日のイギリス草案に対して12月12日に日本の対案が提出されるまでが一ヶ月強、そしてこの日本案に対してランスダウンの修正案が提出される翌年1月14日までがさらに一ヶ月であった。最初の一ヶ月強は主に日本側が必要とし、次の二ヶ月は主にイギリス側が必要とした日数であった。

イギリスの草案が提出される二日前（11月4日）に、元老伊藤博文がアメリカ経由でパリに到着していた。伊藤はエール大学から名誉学位を受ける目的で渡米し（9月18日）、帰路ヨーロッパを経由して、ロシアを訪問することになっていた⁽⁶²⁾。伊藤はパリ到着後、初めてイギリスとの交渉の進展を知った⁽⁶³⁾。しかもそれは、伊藤の出発前の元老たちとの会談で得ていた認識からすれば、大変な進展であった。すでにイギリスの草案が提出され、日本は火急の決定を迫られていたのである。そこで伊藤は、イギリスとの協約に反対はしないが、ロシアとの会談を今になって破棄することは不可能なので、とりあえずロシアとの会談の結果が出るまではイギリスとの交渉を一時休止するように、本国政府に申し入れた⁽⁶⁴⁾。しかし日本政府からの返答は、イギリスとの交渉の休止は不可能というものであった⁽⁶⁵⁾。そこで伊藤は、イギリスとの交渉の継続の必要性を認めた上で、ロシアとの交渉は意見交換の程度を超えることのない交渉にすると、本国に報告した⁽⁶⁶⁾。そして同25日、ロシアに到着した。

この間、ランスダウンは同20日に林と会談し、イギリスは日本との協約の早期成立を願っていることを告げ、イギリス草案に対する日本の返答を催促した⁽⁶⁷⁾。そして彼は、伊藤のロシア訪問が非公式であるという林の説明を信用できず、日本の二股外交に強い懸念を抱いた⁽⁶⁸⁾。そこでマクドナルド（駐日公使）に、日本の返答の遅れは伊藤のロシア訪問と関係あるのかどうかを尋ねたが、マクドナルドの答えは「関係せず」というものであった。むしろ外相小村が病気のため、公務が遅滞したことが直接の原因であるとの返答だった⁽⁶⁹⁾。事実、小

藤井信行

小村の公務復帰とともに閣議が開催され、そこでイギリス草案に対する日本の修正案が決定された（11月28日）⁽⁷⁰⁾。林は同30日に、本国よりこの修正案を受け取った。伊藤の意見を聞くようにとの指示が付記されていた⁽⁷¹⁾。またこの日、内閣が修正案を決定したことは、日本政府よりマクドナルドにも伝えられた⁽⁷²⁾。

ところが日本ではこの後、最終決定機関である元老会議で再可決される（翌12月10日）まで、さらにまた二週間弱の日数を必要とした。この二週間は、もっぱら伊藤がロシアに到着後、ロシアとの交渉を優先すべきと誤解したこと⁽⁷³⁾、伊藤の意見を聞くために林の代理が日本の修正案を抱えて伊藤をロシアまで追いかけたことに起因する⁽⁷⁴⁾。伊藤は12月3日に日本の修正案を受け取り、同6日にそれに対する彼の修正意見を桂首相に打電した⁽⁷⁵⁾。ロシアとの交渉を優先すべきという彼の誤解は、依然続いていた。翌7日に開かれた元老会議では首相と外相も出席し、未だ伊藤の電文は届いていなかったが、小村の手になる日英協約を優先する意見書が承認され、11月28日の修正案を再修正する新たな草案が可決された⁽⁷⁶⁾。桂が伊藤の電文を手にしたのは、さらにその翌日のことであった。電文中の伊藤の誤解に関しては、それを無視することが次の日の閣議（12月9日）で決定されたが、彼の修正意見に関しては2日後の元老会議（同10日）で確認され、7日の草案が再可決された。翌11日、林はこの日本の再修正草案をもとに即時、イギリスと交渉に入るよう訓令を受けた⁽⁷⁷⁾。

4. ランスダウン=伊藤会談

12月12日、ランスダウンは林と会談し、林から新たな日本修正案を受け取った。ランスダウン草案（11月6日）に対するこの新しい日本案では範囲を明確に極東に限定していたが、ランスダウン草案との最も重要な違いは、日本が①韓国におけるフリーハンドを要求し、②極東におけるイギリス海軍の協力を要求する、という別款二款が新たに付け加えられていたことである⁽⁷⁸⁾。このうちランスダウンにとって、今後の日本との交渉における最大の閑門となるのが、韓国問題に関してであった。なぜなら、ロシアが日本の韓国における行動の自由を認めるとは、到底思えなかつたからである。日本とロシア間の戦争が必至となろう。日本の敗戦は、もちろんイギリスの望むところではなかつた⁽⁷⁹⁾。同19日に閣議が開催された。韓国問題に対しては反対多数であり、インドとの相互取引案（範囲拡大案）まで再浮上したほどであった。海軍協力も否定された。日本修正案に対して全く進展なく、この日の閣議は終わった⁽⁸⁰⁾。閣議の後にランスダウンは林と会談し、日本修正案に対する彼の懸念を林に表明した。韓国をめぐる日本とロシア間の対立から、イギリスが対ロシア・対フランス戦争に参戦せねば

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

ならない可能性を危惧したのである⁽⁸¹⁾。

イギリスでは翌20日から一週間、クリスマス休暇に入った。この間、日本では対イギリス交渉の早期完結が目指された。ランスダウンとの会談の後（同19日）、林は会談の内容を本国に報告したが⁽⁸²⁾、しかし日本政府内でランスダウンの懸念については深く考慮された様子はなく⁽⁸³⁾、林が受け取った訓令はただ「イギリス政府との交渉を出来得る限り迅速に完結すべし」というものであった⁽⁸⁴⁾。ランスダウンは、休暇が明けて同31日に林と会談した。林から日本政府の見解について報告を受けたが、ランスダウンの懸念は全く無視されていた。彼は、この別款条項が日本案のまま閣議で承認されると到底思えなかった⁽⁸⁵⁾。そこでランスダウンはすぐに、ソールズベリに意見を具申した⁽⁸⁶⁾。

ソールズベリからの返答は、翌1月7日に届いた。彼はその中で、日本との協約自体は大筋では賛成できるものの、しかしながら日本は韓国に関してはイギリスの反対があっても対ロシア戦争を行うであろうこと、そしてそれはイギリスを対ロシア・対フランス戦争へ導くかもしれないこと、こうした政策は議会で裁可されないし、また帝国の利益にも反することを指摘した。そしてイギリスは、現在の日本政府の親善・慎重さ・賢明さを信頼できないとその疑念を表明した⁽⁸⁷⁾。おそらく伊藤の対ロシア交渉を指しての疑念であろう。

ソールズベリのこの返答を待つ間、ランスダウンは、ロシアへの訪問を終えて当時ロンドンに滞在していた伊藤と、同2日⁽⁸⁸⁾と6日⁽⁸⁹⁾の二度にわたり会談した。伊藤は、自らの考えをランスダウンに率直に伝えた。日本の韓国における目的は政治上の勢力拡大であり、そのためには現在のロシアとの韓国に関する協定（1989年の西＝ローゼン協定）を改変したいと考えていること。この新たなロシアとの協商は極東の平和を目的としたものであり、従って日英協約とは矛盾しないこと。これはイギリスの平和目的と同一である。これが、伊藤が行おうとした対ロシア交渉であるというのであった⁽⁹⁰⁾。彼は、ロシアが戦争を望んでいないとみなし、それ故にロシアとの韓国問題の解決は可能だと考えたのであった。

ランスダウンにとってこの伊藤との会談は、ソールズベリやランスダウン自身が日本の二股外交に対して抱いていた疑念を取り除くのに余りあるものであった。なぜなら、それはランスダウン自身（ソールズベリも同様）が常に日本との交渉に優先して行ってきた対ロシア交渉と、基本的には同じ考えに根ざしたものだったからである。つまりランスダウンにとっては、ロシアとの永続的和解を求めた対ロシア交渉と、東アジアにおける平和の維持（オープンドアと領土保全）を目的とした対日本交渉とは決して矛盾するものではなかったからである。こうして彼は、依然としてイギリスが対ロシア戦争に巻き込まれる可能性について危惧は残るもの、日本修正案の韓国条項を理解することができた。同14日、ランスダウンは林と会談し、イギ

リスの修正案を提出した。

このイギリスの修正協約草案は、日本案の別款三項の内、韓国条項を本文第一条とし、他二項を非公開の付属外交文書として残すことを提案していた。ランスダウンは林に、これが韓国に関する折衷案であり、もうこれ以上の変更はできないと告げた⁽⁹¹⁾。同18日にこれに対する日本の修正意見が提出された⁽⁹²⁾。ランスダウンはその中の第一条（韓国条項）に対する修正意見に対して、それがソールズベリの意見によって世論対策のために特に考慮されたものであり、閣内での賛同を得るために不可欠のものであることを理解して欲しいと、林に要請した⁽⁹³⁾。最終的には、日本の修正意見が多少なりとも考慮され、1月14日のイギリス修正協約草案が若干の文言の変更を経て、同24日の閣議で承認された⁽⁹⁴⁾。日本政府も同26日、これを受諾した⁽⁹⁵⁾。そして今一度の微修正を経て⁽⁹⁶⁾、1月30日に「日英協約および付属外交文書」が両国間で調印された⁽⁹⁷⁾。協約の公表とドイツへは参加を打診しないことが両国で確認された⁽⁹⁸⁾。これが極東のステータスクオと平和の維持の手段となるものと期待された⁽⁹⁹⁾。

5. おわりに

協約調印後、二週間経った2月13日、ランスダウンは上院で、軍事的に分かれた勢力間の中でイギリスのみが単独で生きてはいけないことを指摘した上で、次のように述べた。

「世界平和の維持に寄与するものが、すなわち協約である。そしてその協約は、もし不幸にして平和が不可能となっても、少なくとも紛争を局地化してくれるであろう。」⁽¹⁰⁰⁾

イギリスにとっての日英協約の重要性は、彼のこのスピーチに集約されている。孤立からの離脱をうかがわせる発言はあるものの、彼が強調したかったことは「世界平和」のことである。彼が言う「世界平和」とは、すなわちイギリスの「帝国の利益」防衛という目的のために他ならない。つまり、平和によって初めてイギリスの自由な通商活動が保障され保持されるということである。このこと故に、イギリスはロシアとの世界規模での交渉を必要とした。ペルシャ・アフガニスタン問題というもうひとつ大きな争点をロシアとの間にかかえていたからである。その際、「反ロシア」で敵対するのではなく、むしろ何らかの相互理解アンダースタンディングを求めること、これがランスダウンの対ロシア政策の基本であった⁽¹⁰¹⁾。つまり日本との同盟協約交渉も、イギリスにとってロシアとの相互理解アンダースタンディングを求めた外交政策の延長線上にあったのであり、従って当然この同盟協約の目的も一連の対ロシア政策の目的に合致した、あるいはそれを補完する目的のものであった⁽¹⁰²⁾。そして同時にそれは、「世界平和」維持のための同盟国を求めた政策の選択肢の一つなのであった。

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

日本との交渉は、義和團事件の戦後処理に関する賠償金問題の解決が、イギリスにとって具体的な第一歩となつた。賠償金問題の解決は、日本との協力が大いに有効なことをイギリスに教えたのであった。次に、東アジアにおける海軍協力の問題である。かつて国家財政の面からドイツとの同盟を進言していた政府関係者たちも、ヨーロッパ外の日本との協力関係の設立に賛意を示した。それがヨーロッパ内での国際関係を何ら変動させることなく、なおかつさらなる財政支出を強いられることなく、東アジアにおける「安全」を補強してくれるからであった。こうして国家財政の面からも、ヨーロッパ国際関係の面からも、日本との友好関係の促進が図られた。

そして最終的にランスダウンに日本との同盟協約交渉を決断させたのは、自らのロシアとの直接交渉の失敗であった。これにより日本との協力関係の設立が、イギリスにとっては残された唯一の外交政策上の選択肢となってしまった。さらに最後に、元老伊藤の果たした役割も大きかった。ただしその役割とは、旧来のように伊藤のロシア訪問がイギリス政府を刺激し、同盟締結を急がせた、ということではない。Nish もそれは史料的にはほとんど論証できないと否定しているが⁽¹⁰³⁾、彼のこの指摘は全く正しい。なぜならランスダウンは、伊藤のロシア訪問前の 11 月 6 日に、日英協約のイギリス草案を日本に提出していたからである。つまりイギリス政府は、すでに日本との協約を決定していたのである。ランスダウンにとって残る問題は、いかに韓国条項によってイギリスが、日本の対ロシア戦争突入により、日本に加担して対ロシア・対フランス戦争に参戦せねばならなくなるかもしれないという懸念への対応なのであった。伊藤の役割の重要性は、ランスダウンが伊藤との二度の会談で、この懸念を払拭できたことにある。小論で取り上げたとおりである。

日英協約は、南アフリカ問題を抱えた当時のイギリスにあっては、数少ない東アジアでの選択肢の一つであった。対ロシア直接交渉の失敗や、日本の対ロシア戦争が必至と思われたことなど、決してベストの選択肢ではなかったが、ベストの選択あるいはベストに近い選択ではあった。イギリスは、ロシアと日本の和解によって東アジアで孤立するかもしれないという最悪の事態からは免れた。そして付け加えるならば、こうした外交政策決定過程にソールズベリがつねに深く関わっていたことは重要である。日本との交渉の実務はランスダウンが担当したが、交渉をとおして最終判断はつねにソールズベリが下していた。19世紀末からの伝統的な外交政策は、継続していたのである。

イギリスにとって東アジアにおける日本との交渉は、「世界平和」という名のイギリスの東アジアにおける「帝国の利益」の防衛を目的としたものであった。この意味において、日英協約の真の目的は清国の *status quo* (現状) の維持にあったと言い換えても良いかもしれない。

藤井信行

清政権の存続が必ずしも東アジアにおける「帝国の利益」を保障するものではなかったが、しかしその崩壊は確実に「帝国の利益」の喪失を意味したからである。さらに付け加えるなら、ほとんどすべての地域において status quo を維持することが、この時代のイギリスの基本的対外政策であったと言ってもまた過言ではない。この目的のためにイギリスは、いかなる国とも交渉の意志があった。先ずは東アジアをめぐり日本との同盟協約を成功させた。続いてエジプトをめぐりフランスと、さらにペルシャ・アフガニスタン問題に関してロシアと、イギリスはその交渉の意志を現実のものとしてゆくのであった。

注

- (1) 拙稿「第一次世界大戦の勃発とイギリス外交政策」(『川村学園女子大学研究紀要』第12巻第3号、2001年3月), 「バルカン戦争とイギリス外交政策、1912~13年」(『同』13-2、2002年3月), 「『孤立政策』から『協商』へ—イギリス外交政策の転換?」(『同』14-2、2003年3月) および「英独同盟交渉(1898~1901年)とイギリス外交政策」(『同』15-2、2004年3月), 「第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察」(『同』16-2、2005年3月)。
- (2) 拙稿「第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察」(『同』16-2、2005年3月)。
- (3) 1950年代以前の研究としては、Chang, Chung-Fu. *The Anglo-Japanese Alliance* (Baltimore, 1931) や Spinks, Charles. 'The Background of the Anglo-Japanese Alliance', *Pacific Historical Review* viii (1939) がある。
- (4) Monger, George. *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900-1907* (London, 1963)
- (5) Grenville, J. A. S. *Lord Salisbury and Foreign Policy: the Close to the Nineteenth Century* (London, 1964)
- (6) Nish, Ian. *The Anglo-Japanese Alliance: the Diplomacy of Two Island Empires, 1894-1907* (London, 1966)
- (7) その他, Lowe, C. J. *Reluctant Imperialist* (2 vols.) (London, 1967) や Howard, Christopher. *Splendid Isolation* (London, 1967) など。
- (8) Young, L. K. *British Policy in China, 1895-1902* (Oxford, 1970)
- (9) Neilson, Keith. *Britain and the Last Tsar: British Policy and Russia 1894-1917* (Oxford, 1995)
- (10) 「日英同盟協約締結始末」1902/5/6 外務省編纂『日本外交文書』第三十五巻-p.33. (以下、『外交』三十五-33と略す。)
- (11) 注(2) 参照。
- (12) 加藤外相ヨリ林宛 1900/10/29 『外交』三十三-69.
- (13) Satow (Minister at Peking) to Lansdowne, 1901/1/2, Lensen, George. *Korea and Manchuria between Russia and Japan, 1895-1904* (Tallahassee, FL., 1966), pp.128-9.
林ヨリ加藤宛 1900/11/12 『外交』三十三別二-365.
- (14) 林ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』三十四-104.
- (15) Lansdowne to MacDonald (Minister at Tokyo), 1901/1/12&15, Foreign Office Correspondence, Japan (46) vol.538. (hereafter cited as FO 46/538.)
- (16) Lansdowne to Gough (Secretary of Embassy at Berlin), 1901/2/7, Gooch and Temperley (ed.). *British*

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

Documents on the Origins of the War, 1889-1914, vol. ii (11 vols.) (London, 1927-38), p. 35. (hereafter cited as *BD* ii 35.)

林ヨリ加藤宛 1901/2/12 『外交』三十四-136.

- (17) Lansdowne to MacDonald, 1901/2/18, *BD* ii 36.

マクドナルド=加藤会談 1901/2/21 『外交』三十四-152.

- (18) 林ヨリ加藤宛 1901/3/3 『外交』三十四-178.

- (19) Lansdowne to Scott (Ambassador at St.Petersburg), 1901/3/6, *BD* ii 37.

林ヨリ加藤宛 1901/3/7 『外交』三十四-191.

- (20) Lascelles (Ambassador at Berlin), to Lansdowne, 1901/3/7, FO64/1524. & same to same, 1901/3/10, *BD* ii 42.

井上駐独公使ヨリ加藤宛 1901/3/1 『外交』三十四-188. および同ヨリ同宛 1901/3/9 『外交』三十四-193.

- (21) Speech by Count von B?low, 1901/3/15, *BD* ii 26.

井上ヨリ加藤宛 1901/3/16 『外交』三十四-226-7.

- (22) Lansdowne to MacDonald, 1901/3/16, *BD* iv 27.

- (23) Lansdowne to MacDonald, 1901/3/19, *BD* ii 47.

小村駐清公使ヨリ加藤宛 1901/3/17 『外交』三十四-233-4.

- (24) 林ヨリ加藤宛 1901/3/24 『外交』三十四-277-9.

- (25) Lansdowne to Scott, 1901/4/5, *BD* ii 50.

珍田駐露公使ヨリ加藤宛 1901/4/5 『外交』三十四-334-5.

- (26) 林ヨリ加藤宛 1901/4/9 『外交』三十四-1.

- (27) 林ヨリ加藤宛 1901/5/18 『外交』三十四-18.

- (28) Scott to Lansdowne, 1901/5/19, FO 65 (Russia) /1625. イギリスは清国に対する新たな借款を嫌った。それは、イギリスからの借入金を使って、対イギリス以外の債務を支払うことになるだろうからであった (Balfour to the King, 1901/4/26, Monger, p.34.)。

- (29) Scott to Lansdowne, 1901/5/15, FO 17/1487 & MacDonald to Lansdowne, 1901/5/20, FO 46/542.

- (30) Satow to Lansdowne, 1901/5/23, FO 17/1484.

- (31) Lansdowne to MacDonald, 1901/5/20, FO 46/542.

- (32) Lansdowne to Whithead (Secretary of Legation at Tokyo), 1901/6/21, *BD* ii 89-90.

小村ヨリ曾禰外相宛 1901/6/16 『外交』三十三別三-669-70.

- (33) Memorandum, Lansdowne, 1901/6/19, Young, p.299.

- (34) Lansdowne to Whithead, 1901/6/26, *BD* ii 90.

小村ヨリ曾禰宛 1901/6/26 『外交』三十三別三-678.

- (35) Memorandum, Bertie, 1901/7/2, Young, p.300.

- (36) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/10 『外交』三十四-380.

- (37) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/24 『外交』三十四-383.

- (38) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/15 『外交』三十四-19.

- (39) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/16 『外交』三十四-20.

- (40) Lansdowne to Scott, 1901/7/10, FO 65/1618.

- (41) Scott to Lansdowne, 1901/7/17, ibid.

藤 井 信 行

- (42) 林ヨリ曾禰宛 1901/8/1『外交』三十四-25-6.
- (43) Lansdowne to Whithead, 1901/7/31, BD ii 91. つまりランズダウンが求めたものは、日本との（あるいは日本を含めた数カ国による）何らかの協商であった。これがこの時点での、彼が考えていた対日本政策である。これはマクドナルドが示唆していた将来の協約の可能性とは、明らかに異なる。林は理解していなかったようだが、曾禰は疑っていた（曾禰ヨリ林宛 1901/8/17『外交』三十四-33.）。
- (44) Lansdowne to Whithead, 1900/8/14, BD ii 92.
- (45) Salisbury to the King, 1901/8/16, Grenville, p.399.
- (46) Lansdowne to Satow, 1901/8/25, Neilson, p.219.
- (47) Lansdowne to MacDonald, 1901/9/4, Young, pp.304-5.
- (48) Memorandum, Selborne, 1901/9/4, Steiner, Zara. 'Great Britain and the Creation of the Anglo-Japanese Alliance', *Journal of Modern History* 31 (1959), pp.29-31.
- (49) Memorandum, Bertie, 1901/9/22, FO 46/547.
- (50) Financial Difficulties: Appeal for Economy in Estimates, Hicks Beach, 1901/Oct., Neilson, p.120.
- (51) Lansdowne to Whithead, 1901/10/16, BD ii 96-8.
林ヨリ小村外相宛 1901/10/17『外交』三十四-37.
- (52) Lansdowne to Hardinge (Second-in-command of the embassy at St. Petersburg), 1901/10/22, FO 65/1618.
- (53) Memorandum, Lansdowne, 1901/10/25, Lowe, p.132.
- (54) Salisbury to the King, 1901/10/29, Grenville, p.402.
- (55) Lansdowne to Hardinge, 1901/10/28, FO 65/1624.
- (56) Lansdowne to Hardinge, 1901/10/29, FO 65/1623.
- (57) Hardinge to Lansdowne, 1901/10/29, FO 65/1625.
- (58) Hardinge to Lansdowne, 1901/11/4, FO 65/1623.
- (59) Salisbury to the King, 1901/11/5, Monger, p.57.
- (60) 林ヨリ小村宛 1901/11/7『外交』三十四-39-40.
- (61) Lansdowne to MacDonald, 1901/11/6, BD ii 99.
林ヨリ小村宛 1901/11/6『外交』三十四-42.
- (62) 伊藤のロシア訪問に関しては、9月11日の元老・首相会議でロシアとの交渉の必要性が確認され、訪露が決定した（伊藤ヨリ桂首相宛 1901/12/22『外交』三十五-133.）。ただし、「個人の資格を以って」の意見交換というものであった（小村ヨリ杉村駐露臨時代理公使宛 1901/12/24『外交』三十四-54.）。
- (63) 桂ヨリ伊藤宛 1901/11/15『外交』三十四-47.
- (64) 伊藤ヨリ桂宛 1901/11/15『外交』三十五-104.
- (65) 桂ヨリ伊藤宛 1901/11/20『外交』三十四-50.
- (66) 伊藤ヨリ林宛 1901/11/24『外交』三十五-105.
- (67) 林ヨリ小村宛 1901/11/21『外交』三十四-51.
- (68) MacDonald to Lansdowne, 1901/11/25, BD ii 100.
- (69) MacDonald to Lansdowne, 1901/11/28, BD ii 101.
- (70) 林ヨリ小村宛 1901/11/29『外交』三十四-61.
- (71) 小村ヨリ林宛 1901/11/29『外交』三十四-61.

「日英同盟」協約交渉とランスダウン外相

- (72) 小村ヨリ林宛 1901/11/30『外交』三十五-116.
- (73) 伊藤は、11月24日に日英協約交渉が対ロシア交渉に優先することを承認していた（伊藤ヨリ林宛 1901/11/24『外交』三十五-105.）。そして桂からも、ロシアとは「談話上の意見交換に止め」で欲しいとの電報を受け取っていた（桂ヨリ伊藤宛 1901/11/27『外交』三十四-54.）。ところが翌28日、伊藤は元老井上から、対ロシア交渉を優先すべきという電報を受け取った。井上が個人的見解を述べたこの電文が、暗号文の翻訳の過程で、あたかも元老全体の意見であるかのように伊藤に伝わった（井上ヨリ伊藤宛 1901/11/28『外交』三十四-55.）。伊藤はこの誤解を抱いたまま、ラムズドルフ外相やウイッテ蔵相と会談した（伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2, 伊藤＝ウイッテ会談記 1901/12/3, 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/4『外交』三十五-108-11, 111-5&118-21.）。ちなみに伊藤がその誤解を認識したのは、12月5日になってからである（井上ヨリ伊藤宛 1901/12/5 (rec'd)『外交』三十五-121.）（柴山力栄「伊藤博文のロシア行と歴史家徳富蘇峰」『日本歴史』462 [1986年], 56~74ページ, 参照）。
- (74) 林は、11月30日に本国から修正案を受け取り（小村ヨリ林宛 1901/11/29『外交』三十四-61.）、「漏洩の危険を回避する」ために在英公使館書記官（松井）に持参させて、セントペテルブルクの伊藤に届けた。12月3日のことである（桂ヨリ伊藤宛 1901/12/3『外交』三十五-115-6.）。
- (75) 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/6『外交』三十四-64.
- (76) 小村ヨリ林宛 1901/12/8『外交』三十四-70.

MacDonald to Lansdowne, 1900/12/23, BD ii 106.

なお、小村の意見書は『外交』三十四-66-9.

- (77) 小村ヨリ林宛 1901/12/11『外交』三十四-75.
- (78) 小村ヨリ林宛 1901/12/11『外交』三十四-70-5.
Lansdowne to MacDonald, 1901/12/12, BD ii 102-3.
- (79) Lansdowne to MacDonald, 1901/12/16, BD ii 103-4.
小村ヨリ林宛 1901/12/17『外交』三十四-81.
- (80) Salisbury to the King, 1901/12/19, Nish, p.208; Monger, p.58.
- (81) Lansdowne to MacDonald, 1901/12/19, BD ii 104-5.
林ヨリ小村宛 1901/12/19『外交』三十四-86.
- (82) 林ヨリ小村宛 1901/12/19『外交』三十四-86.
- (83) 小村ヨリ林宛 1901/12/28『外交』三十四-88.
- (84) 小村ヨリ林宛 1901/12/28『外交』三十四-89.
- (85) Lansdowne to MacDonald, 1901/12/31, BD ii 107-8. 事実、セルバンが翌1月2・7日の2回（Selborne to Lansdowne, 1902/1/2&7, Monger, pp.59-60.），さらにビーチも1月2日にそれぞれ韓国条項に対する不満をランスダウンに述べている（Beach to Lansdowne, 1902/1/2, Young, p.315.）。
- (86) Lansdowne to Salisbury, 1901/12/31, Young, p.314.
- (87) Salisbury to Lansdowne, 1902/1/7. Lowe, pp.133-4.
- (88) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/7, BD ii 108-10.
伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/2『外交』三十五-137-42.
- (89) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/7, BD ii 108-10.
伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/6『外交』三十五-140-2.
- (90) 伊藤の対ロシア交渉に関しては、当初、桂も誤解していたが、後に日本政府も理解するものとなつた（桂ヨリ伊藤宛 1901/12/28『外交』三十五-135.）。ただし、ランスダウンがこのことを認識した

藤 井 信 行

上で、伊藤と会談していたか否かは、史料的に明らかでない。

- (91) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/4, *BD* ii 111.
林ヨリ小村宛 1902/1/15 『外交』三十五-1-3.
- (92) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/18, *BD* ii 112.
小村ヨリ林宛 1902/1/17 『外交』三十五-3-4.
- (93) 林ヨリ小村宛 1902/1/18 『外交』三十五-6.
- (94) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/24, *BD* ii 112.
林ヨリ小村宛 1902/1/24 『外交』三十五-10.
- (95) 小村ヨリ林宛 1902/1/26 『外交』三十五-12.
- (96) 林ヨリ小村宛 1902/1/28 『外交』三十五-13-4.
- (97) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/30, *BD* ii 118.
林ヨリ小村宛 1902/1/30 『外交』三十五-16-7.
- (98) Lansdowne to MacDonald, 1902/1/31, *BD* ii 120-1.
- (99) MacDonald to Lansdowne, 1902/1/31, *BD* ii 121.
- (100) Lansdowne's Speech in the Lords, 1902/2/13, Hansard (ed.), *Parliamentary Debates*, 4 th Series-no.102, col.1178.
- (101) 拙稿「『孤立政策』から『協商』へ—イギリス外交政策の転換？」, 参照。
- (102) 拙稿「第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察」, 参照。
- (103) Nish, p.191.